

一般会計予算決算常任委員会記録

平成29年5月23日

【開催日】 平成29年5月23日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時44分～午後0時13分

【出席委員】

副委員長	松尾数則	委員	岩本信子
委員	岡山明	委員	河野朋子
委員	笹木慶之	委員	下瀬俊夫
委員	中村博行	委員	矢田松夫

【欠席委員】

委員長	小野泰		
-----	-----	--	--

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【傍聴議員】

議員	中島好人	議員	長谷川知司
議員	山田伸幸		

【執行部出席者】

総合政策部長	川地諭	財政課長	篠原正裕
財政課課長補佐兼財政係長	山本玄	企画課長	河口修司
健康福祉部長	河合久雄	健康福祉部次長兼障害福祉課長	兼本裕子
高齢福祉課長	吉岡忠司	高齢福祉課主幹兼福祉指導監査室長	塚本晃子
高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊		

【事務局出席者】

局長	中村聡	局次長	清水保
----	-----	-----	-----

【審査事項】

- 承認第1号 平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）に関する専決処分について

午前11時44分 開会

松尾数則副委員長 ただいまから一般会計予算決算常任委員会を開会します。

本日は、小野委員長が病気療養中のため欠席されていますので、副委員長の松尾が委員長の職務を行います。それでは、議事に入ります。承認第1号平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）に関する専決処分について審査を行います。最初に執行部の説明を求めます。

篠原財政課長 平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）に関する専決処分について、まず財政課から総括的な説明をします。今回の補正については、養護老人ホーム長生園組合が解散したことにより、承継した事務処理に必要な経費を予算措置したことによるものです。養護老人ホーム長生園組合は、平成29年3月31日をもって解散し、長生園組合会計においては、同日付けで打切り決算となったことから、養護老人ホーム長生園組合に帰属していた事務については、先の議会において議決された「養護老人ホーム長生園組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書」に基づき、本市が承継することとなっています。このことから、承継した事務処理に必要な経費の予算措置について、平成29年4月1日付けで専決処分しました。ついては、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。それでは、補正予算の1ページ、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,272万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ349億2,072万1,000円としています。次に2ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入として、20款諸収入において補正額を計上しています。また、下段の歳出として、2款総務費、3款民生費において補正額を計上しています。以上、総括的な内容について説明しました。続いて3ページからの事項別明細書において、歳入については、後ほど担当課から歳出の説明に併せて説明します。それでは、歳出について説明します。補正予算書の7ページ、8ページ、上段の2款1項8目25節財政調整基金積立金については、このたびの承継した事務処理により生じる剰余金について、これを財政調整基金に積み立てるものです。これにより、財政調整基金の予算上の残高は25億6,022万1,000円となります。

吉岡高齢福祉課長 続いて、歳出、民生費について説明します。7、8ページ、3款1項3目高齢者福祉費3節職員手当等は職員6人分の3月の時間外手当、4節共済費は地方公務員災害補償負担金及び職員の社会保険料です。7節賃金は臨時職員11人分の3月分の賃金、11節需用費は3月分のコピー代、電気代、水道料金、ガス代、賄い材料費、12節通信運

搬費は3月分の電話代です。13節委託料は3月分のパソコン保守委託料、長生園入所者が訪問リハビリ、入浴介護、通所リハビリ等の他の施設を利用したときの利用料です。14節使用料及び賃借料は3月分の通院のためのタクシー代や介護請求システムの使用料です。20節扶助費は3月分の入所者が入院したときの日用品となります。22節補償、補填及び賠償金についてはカーテンのリースの違約金です。9、10ページ、23節償還金、利子及び割引料は、入所の措置をした市町が負担する老人保護措置費の精算による償還金と長生園組合の解散による剰余金の宇部市に対する清算償還金になります。次に歳入について説明します。5、6ページ、20款4項2目3節民生費雑入の老人保護措置費精算金は入所の措置をした市町が負担する老人保護措置費の精算による追加の措置費、2月、3月分の介護サービス給付金、長生園組合清算金は3月31日の打切り決算による剰余金等になります。

松尾数則副委員長 以上ですか。それでは、執行部の説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。

下瀬俊夫委員 3月末で打切り決算となっているんですが、この3月末で打切りにしたとしても、支払い等を継続している部分があるんじゃないかと思うんですが、全くないんですか。

吉岡高齢福祉課長 先ほど説明しましたが、ほぼ歳出については3月分の諸経費となっています。これについては、4月に入り、ほぼ執行している状況です。

下瀬俊夫委員 問題は4月1日の事務の継承という取扱いですが、4月1日にしなければいけなかった理由は何ですか。

吉岡高齢福祉課長 3月31日に打切り決算となっていますけども、このときに未収金あるいは未支出金等々、また、3月31日で確定した繰越金の歳入等があります。歳出については4月1日付けで支出負担行為を起票して整理しているところです。繰越金については3月31日に発生していますので、4月1日付けで歳入をする必要がありましたので、4月1日付けで歳入しているところです。

下瀬俊夫委員 基本的に専決処分そのものに対してどう対応するかという質疑をしているわけですから、今回の事務処理上、全ての会計処理について

4月1日にしなければいけなかった理由は何かと聞いているわけです。

吉岡高齢福祉課長 3月議会において、養護老人ホーム長生園組合の解散に伴う事務の承継に関する協議の第1条で、組合に帰属する事務は山陽小野田市が承継するというところで議決されたところです。したがって、それに伴う事務ということで4月1日以降に事務処理したということです。

下瀬俊夫委員 平成18年に自治法が変わって、それまでは議会を招集する暇がないときという規定だったわけです。それが自由裁量権がなくなったということで、議会を招集しない明白な理由が要るわけです。だから、4月1日以降、議会を招集する努力をしたのかどうかということも問われる。その努力をされたんですか。

吉岡高齢福祉課長 このたびの専決は、地方自治法第179条第1項の普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときという理由で専決処分をしたところですが、4月1日の理由としては、3月31日の打切り決算後、速やかに歳入歳出の処理をしなければならないというところがありましたので、その処理をしたところです。また、この専決処分の事由に該当するか否かということについては、長による専決処分事由に該当するか否かの認定は、自由裁量ではなく法規裁量で、客観的にも該当するものでなければならないと理解をしています。このたびの専決処分については、3月31日の打切り決算後、4月1日に処理しなければならないということがありましたので、時間的余裕がないという客観的な事態ということがあると考え、やむを得ず4月1日付けで専決処分をしたところです。

下瀬俊夫委員 質問の意味が分かっていないのかなと思っているんですが、例えば賃金と給与ですね。こういう場合は予備費から使えないというのははっきりしていますよね。問題は、事務処理上の問題で例えば3月の当初予算の中に枠として入れられなかったのかというのが一つあります。もう一つは、これは3月分の給与ですね。3月分の給与を4月に入って渡すんですか。

吉岡高齢福祉課長 3月分の給与は臨時職員の賃金ですが、4月21日に振込みをしているところです。また、職員については、先ほど説明しましたが、3月分の時間外手当がありました。これも同じく4月21日に執行

しています。

下瀬俊夫委員 言われるように4月1日付けで事務の継承がされたというのは分かるんですが、あらかたの問題は3月の当初予算で組めたわけですよ、枠として。臨時の賃金にしても、処理が4月21日ですから。だったら4月に入ってきちんとした臨時議会の招集はできなかったのか。その努力はされなかったのかが問題になってくる。そこを言っているわけですよ。努力したかどうかは問題です。暇がなかったとか、そんな言い訳じゃないんです。告示をして約一週間ですよ、議会を開くのは。ところが緊急の場合は一週間待たなくてもいいんだというのが法の趣旨です。それは三日でも四日でもいいと、解釈によっては。そういう点で、執行部に専決でやっても議会は承認するという安易な姿勢があったのではないかと思っているので、この法改正は、鹿児島県の例の問題、あそこの対応によって、改正がされたわけですよ。専決処分は自由裁量でできるんじゃないんだと、より厳しく、より明確化が求められているわけです。そこから辺で臨時議会の招集がされなかった理由をきちんと言わなければいけないと思っているんですけどね。

吉岡高齢福祉課長 3月31日の打切り決算を受けて、4月1日に処理しなければならぬということがありました。したがって、時間的な余裕がなかったということで、臨時議会の招集に関する努力はしていません。

下瀬俊夫委員 二つの問題があると思っている。一つは事務処理の件は予想されるわけですから、枠として予算措置ができなかったのか。もう一つは、臨時の賃金の問題は枠としてはなかなか難しいという面があるので、3月分の賃金をどうやって払ったのかと聞いたら、4月21日と言われたので、だったら4月に入ってからでも、処理できたんじゃないかと思ったわけですよ。枠として計上してということと、臨時議会の招集する努力はしたのか、この二つをお聞きしているわけです。

吉岡高齢福祉課長 確かに当初予算に計上することが最適ではなかったかと思っています。ただし、3月31日の打切り決算後でないことと確定しないような剰余金、これは繰越金です。又は宇部市に対する配分額等があったこと、また、この剰余金があれば大きな特定財源の歳入というのが生じますので、歳入予算の組み立て、そして歳出予算における基金積立額の把握がやはり当初予算編成時では困難であったということで、当初予算の計上は難しかったと判断しています。そして、4月1日以降の臨時議

会の招集については3月31日の打切り決算を受けて、4月1日に繰越金等の歳入を確定した上で、歳入する必要があったということで、4月1日付けで専決処分をしたわけです。したがって、この4月に入ってから臨時議会の開催というのは大変難しかったということです。

下瀬俊夫委員 財政担当部長に聞きたいんですが、先ほど言ったように当初予算で枠として計上できる部分とできない部分があると思うんです。もう一つは、剰余金の問題だって、金額が全く分からなかったのか。今回のように633万8,000円という細かい金額まで分からないにしても、それなりに分からないはずはないと思っているんですよ。そこまで具体的に事務的な処理が追い付かなかったということであれば、きちんとそう言ってほしいんですが、枠として計上するという対応について、会計処理上無理ですか。

川地総合政策部長 当初予算の編成時期として、1月末までに数値を決めてしまします。額についても、例えば8ページにある臨時雇賃金。これは3月31日に組合のほうで払える可能性もあったんです、私どもの見解としては。3月31日までに臨時職員としていて、3月31日に長生園組合のほうで予算がありますから、そこで払えたら、うちは支出義務はなくなるわけです。22の補償補填についてもそうです。もう1点は宇部市との負担割合、経常の負担割合と解散に関する割合についても当然当初予算編成時に間に合っていません。こういったことから、金額的に数字の把握は残念ながら困難であった。最初はしようと思いましたが、多岐にわたるもので難しかったというのが正直なところです。

下瀬俊夫委員 今言われたように当初予算が1月に編成されるということであれば、例えば追加補正という格好にできなかったのかという話も出てくるよね。だから、専決処分というのはよっぽどなことだと。税法改正等がいい例ですが、3月末に国会で承認されて4月1日からみたいなきには、そういう限定的な対応しかないんだというのが基本的な考え方ですよね。それを今回のように一般会計の補正を専決するというのは本来あり得ないと思っているわけです。そういう点でもっと工夫が執行部のほうでできなかったんだろうかと。工夫の余地がなかったのかということ、先ほどの臨時議会の招集も含めてですが、専決しないための努力がもっと必要だったんじゃないかと思っているわけですが。

川地総合政策部長 3月31日に打切り決算をするということは、3月31日

をもって長生園組合は解散して消滅します。この未払金、未収金もそう
ですけども、4月1日に本市に引き継がれました。ということは4月1
日をもって支出義務が生じるということです。賃金も3月分の賃金だと
思いますけども、これについては市の支出事務としては4月1日付けで
支出負担行為を整理して、それから支出命令という事務処理をするとい
うことで、4月1日は非常に大切な時期になる。当初は予備費というこ
とも考えました。最初は人件費が出るということは想定していませんで
したので、物件費的なものとか扶助費的なもので、どうしても払えない
ものについては予備費で対応かなと思っていたんですけど、どうも繰越
金が出ると。では繰越金の処置はどうするんだとなると、これは最終的
に入ってきたものから出ていったものを引くと余りますので、当然これ
は財政調整基金への積立てが必要である。そういったものまでの予算措
置はなかなか困難であったと。予備費についても積立金というものをす
ることについては、非常に困難と思っている関係上、仕方なく179条
を使ったということです。179条の改正の趣旨は十分理解しているつ
もりですが、今回に限っては特殊な事情であると理解してほしいと考え
ています。

矢田松夫委員 仕方がないとか時間的な余裕がないとか言われますけど、民生
福祉委員会の中では解散に伴うスケジュールをもらって、更には事務の
継承についても議案を審議しました。そういった時間的な余裕がありな
がら、今回専決処分をしたということについては、時間がないとか、緊
急であったとかそういう理由ではなくて、最初から未収金とか未払金の
整理については専決処分するんだと、こういう念頭の中でしてきたとい
う感じが強いんですが、当初はそういう傾向じゃなかったですか。

河合健康福祉部長 民生福祉常任委員会の中で、長生園の解散について説明し
た中で、確かに4月1日以降のことについては、山陽小野田市が承継す
る中での処理については専決処分を行うということも話したところ
です。ただそのときはこちらとしても、専決処分について軽く考えていたと
ころもあります。これは反省として専決処分についてはやむを得ずするも
のということで再認識したところですので、今後は十分に注意してい
きたいと考えています。

松尾数則副委員長 ほかに質疑はありますか。それでは討論はありますか。

下瀬俊夫委員 専決は基本的に議会と執行との関係を壊してしまうものだとい

う認識でいます。そのために全国的には専決を許さないということで、通年議会という方式を採っている議会が生まれ始めています。これは執行と議会との関係を正常化しようという一つの動きですが、うちの議会はまだそこまでいっていません。いませんが、やはり執行側が議案を提案する上でもっと工夫が要るんじゃないかと、その工夫が少し欠けていたんじゃないかということを感じます。そういう点で残念ではありますが、今回の専決については反対せざるを得ないと思います。

松尾数則副委員長 その他討論はありますか。なければ採決に入ります。本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則副委員長 賛成多数です。よって、承認第1号は承認すべきものと決まりました。それではこれで一般会計予算決算常任委員会を終わります。どうもお疲れ様でした。

午後0時13分散会

平成29年5月23日

一般会計予算決算常任委員会副委員長 松 尾 数 則